介護給付費分科会

第233回
2023.11.30

11月30日の第233回介護給付費分科会では、・介護人材の処遇改善・人員配置基準・介護現場の生産性向上の推進・その他（外国人介護人材、地域の特性に応じたサービスの確保、介護現場における安全性の確保）について議論が行われました。厚労省から、現行の３つの加算を組み合わせる形で、**「介護職員等処遇改善加算」（新名称）に一本化**し、新加算Ⅰ～Ⅳの**４段階**の加算区分を選択できるという案が示されました。又、人員配置基準について、**管理者の責務**について「職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと」を**明確化**する、人員基準等を超える部分については、**テレワークの実施を可能と**することなどが提案されました。

主な対応案（改定の方向性）

新設される介護職員等処遇改善加算のイメージ（加算率は訪問介護を例として記載）

新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。
（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）

加算率（※１）　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率				対応する現行の加算等（※1）	新加算の趣旨
【22.4%】	新加算（※2）	Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【20.3%】		Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・改善後の賃金年額440万円以上が１人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】** ~~・グループごとの配分ルール【撤廃】~~	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【16.1%】		Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【12.4%】		Ⅳ	・**新加算（Ⅳ）の1/2（6.2%）以上を月額賃金で配分**（※3） ・職場環境の改善（職場環境等要件）**【見直し】** ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

人員配置基準

■**管理者の責務**を職員及び業務の一元的な管理・指揮命令等を行うことである旨を明確化

■（看護）小規模多機能の管理者が他の事業所や従業者との**兼務可能なサービスを限定しない**

■ローカルルールで**管理者の兼務を認めない取扱いは適切ではない**ことを求める

■人員配置基準等を超える部分は、**テレワーク実施を可能**とする、超えない部分についてもテレワーク可能なケースについて具体的に考え方を示す

■重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表の**義務化**（1年間の経過措置を設ける）

■「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って、**両立支援策として週30時間以上の勤務で「常勤」**として扱うことを可能とする

生産性向上の推進

■入所・泊まり・居住系サービスにおいて、安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減のための対策を検討する**委員会を設置し、定期的に開催**することを義務づける

■「効率化、質の向上、職員の負担軽減に資する機器」を１つ以上導入し業務改善を行っている事業所を評価

■**特定施設**においてはデータ等で確認できた場合、人員配置基準を柔軟化

■**見守り機器を全床導入した介護老人保健施設**を夜間の人員配置基準緩和の対象とする

■**認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算**について、①見守り機器を利用者の10%以上に設置②機器に関する委員会を設置し必要な検討が行われていることを要件として、介護職員数の最低基準を0.9人とする

外国人人材

就労開始６月未満の外国人介護職員の配置基準参入を見直し

委員からの主な意見

人員配置基準　「管理者の責務、業務範囲の明確化」は「業務に支障がない」の解釈が指導監督で差が出る部分で、実態に即して柔軟な対応ができるようにお願いしたい

・**治療と仕事の両立支援**　その他の理由による短時間勤務の取扱いにおいても明確で使いやすいものにしてほしい

生産性向上：人員基準の緩和に伴って報酬を引下げることはないようにお願いしたい

外国人人材：６月未満の外国人の配置基準緩和は賛成、しかし手続きが複雑であり、「外国人を特化する」ほうが問題であり日本人と同じ考え方の方が受け入れられやすいのではないか

（民間介護事業推進委員会）

・テクノロジーの活用自体は促進する必要があると考えているが、何より重要なことは、あくまでも、利用者の利益を優先とした業務改善となるような取組を進めることである

（日本介護福祉士会）

・訪問看護やケアマネ事業所などにも新加算を適用するか、あるいは賃金改善が可能な程度の大幅な基本報酬引き上げを行ってほしい

（日本看護協会、日本介護支援専門員協会）

現在の処遇改善は限界である。将来的には、基本報酬にいれていくべき。事業所の収益性を高めることも重要で、「ICT」をバラバラではなく、共通の情報システムや事務の共同化なども検討していく必要がある

（松田委員）

詳細は厚労省HPへ　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36608.html